

審査チェックリスト(家畜・畜産物)

申請者
審査日
はい 該当なし

項目・管理点		認証基準(チェック項目)	はい	該当なし
A 経営の基本				
1 農場管理の見える化				
農場の概要	1 適用範囲	下記の適用範囲に関する最新の文書がある。(⑥、⑨など、該当しないものは不要) ①農場(農場名、所在地、連絡先) ②品目および商品(出荷する家畜、生乳、鶏卵) ③生産工程カテゴリー(畜種と飼養工程) ④倉庫・保管庫 (動物用医薬品・農薬・飼料等の資材、肥料、燃料、機具・機械等の保管場所) ⑤畜舎(所在地、床面積、収容頭羽数など) ⑥畜産物取扱い施設 ⑦家畜の死体保管場所 ⑧家畜排せつ物処理施設 ⑨外部委託先(名称、所在地、連絡先等)		
	2 農場HACCP認証の確認	農場HACCP 認証農場であり認証書の原本を提示できる。		
	3 施設等の地図	全ての施設と草地等と周辺状況が分かる地図を提示できる。		
	4 農場管理の仕組みの文書化	チェック項目の内容を農場管理の中で具体的に(誰が、どのように)行う手順を文書化したものを提示できる。		
2 経営者の責任				
内部検査	5 責任および権限	事業・農場の重要な部門の責任者および管理点の管理責任者を確認できる組織図がある。 ①経営者、②農場、③商品管理、④飼料生産・管理、⑤飼養管理、⑥家畜排せつ物処理、⑦労働安全、⑧労務管理、兼任でもよい。 経営者は、各責任者に必要な権限を付与し、基準書のどの管理点担当かを明確にしている。		
	6	経営者は、各責任者を記載した組織図を掲示するなどして農場内に周知している。		
	8 方針・目的	経営者は、食品安全・家畜衛生の確保と法令遵守及び農場管理の継続的改善を含めた農場運営の方針、目的を文書化している。 経営者は自ら署名した農場運営の方針・目的を、場内に掲示するなどして農場内に周知している。		
	9	経営者は、各責任者を記載した組織図を掲示するなどして農場内に周知している。		
	10 自己点検の実施	(1)チェック項目を十分に理解した者による自己点検を年1回以上実施したことの記録を提示できる。 (2)その自己点検で不適合だった項目を改善し、それを記録したものを提示できる。		
情報管理	11 経営者による見直し	経営者は、年1回以上、自己点検の結果を把握し、農場管理の仕組みの有効性を見直し、必要に応じて責任者へ改善を指示している。 前項の見直しの結果と責任者への改善指示をまとめた、「経営者の見直し記録」を提示できる。		
	12	経営者は、年1回以上、自己点検の結果を把握し、農場管理の仕組みの有効性を見直し、必要に応じて責任者へ改善を指示している。		
3 計画および実績評価				
生産管理	14 商品の生産計画	農場の責任者は作業内容・実施時期、畜産物・商品ごとの生産見込量、生産性の目標を含む生産計画を立てている。		
	15 作業記録	作業記録: 畜舎、畜産物取扱い施設、草地等での作業を記録している。例として下記がある。 ①作業日 ②作業者名 ③作業内容 ④作業時間 ⑤機械の稼働時間 ⑥天候による作業への影響(雨または風の発生など) ⑦苦情・異常・ルール違反・事故等のトラブルおよびヒヤリハット		
	16 記録の保管	(1)このシステムが求めている記録をつけ始めている。(初回のみ) (2)その後は、要求された記録を過去1年以上保管し、閲覧可能な状態にしている。 (3)1年を超える保管期限を法令または顧客に要求されれば、それに従って記録を保管している。		
4 飼養衛生に関する管理				
生産管理	17 飼養衛生管理基準の遵守	飼養衛生管理基準のチェックリストを年1回以上、全項目に問題がないことを確認している。		
	18 家畜伝染病が発生した場合の対応	家畜伝染病予防法に規定された症状(別紙:発熱・流涎、水泡、家さんのへい死急増など)を示している家畜・家さんを発見した場合の家畜保健衛生所への通報ルールを文書化している。		
	19 作業記録	農場では管理獣医師を定め、定期的または必要に応じて指導を受けている。 また、獣医師の診療履歴(記録)を提示できる。		
5 放牧の管理(放牧がない場合は、該当外)				
生産管理	20 放牧	家畜の健康状態、施設および草地等の状況を確認して放牧している。		

審査チェックリスト(家畜・畜産物)

申請者
審査日

項目・管理点		認証基準(チェック項目)	はい	該当なし	
6 生産工程におけるリスク管理					
リスク管理	21	生産工程の明確化	(1)生産工程:家畜・畜産物ごとに、下記内容を含めて文書化している。 ①作業工程、②工程で使用する主要な資源(素畜、水、敷料、動物用医薬品、飼料機械・設備、運搬車両、資材、掃除道具、工具等) (2)生産工程を変更した場合には、文書を見直している。		
	22	食品安全上および家畜衛生上の危害要因の評価・抽出	(1)リスク評価:年1回以上、工程について、食品安全衛生・家畜衛生上の危害要因を特定し、そのリスク評価を実施し文書化している。 要因は、例えば、 ①出荷する家畜の注射針 ②抗菌性物質等薬品の残留 ③乳房炎等による廃棄乳や異常卵の正常品への混入 ④獣医師の指示に基づかない要指示医薬品の投薬 ⑤飼料および飲水の安全、など。 (2)生産工程を変更した場合には、文書を見直している。		
	23	対策・ルール・手順の決定	リスク評価に応じて、食品安全や家畜衛生を確保するための対策・ルール・手順を定めて文書化されている。		
	24	対策・ルール・手順の実施	対策・ルール・手順を実施している(周知して教育訓練して行っている)。		
	25	対策・ルール・手順の実施記録	特にリスクが高い危害要因を抑制する対策・ルール・手順を行った記録がある。		
	26	対策・ルール・手順の検証	高いと評価した危害要因を抑制する策の実施と、有効性を検証する方法(確認プロセス)を文書化 そして、検証を行った結果の記録がある。		
7 アニマルウェルフェア					
アニマルウェルフェア	27	「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」に基づいた対応	「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」のチェックリストを活用して飼養環境の改善に取り組んでいる。 *参考リンク先:畜産技術協会ホームページ http://jita.lin.gr.jp/report/animalwelfare		
	28	家畜の輸送	家畜の輸送時、アニマルウェルフェアに配慮し、衛生管理・安全保持、事故防止に努めている。		
8 食品防御					
リスク管理	29	食品防御	(1)意図的な異物・汚染物質の混入に関してリスク評価を年1回以上実施し、必要な対策を講じている。 (2)評価の結果および対策を記録している。		
9 供給者の管理 外部委託がない場合は、該当外					
生産管理	30	検査機関の評価・選定	残留農薬、水質、微生物、放射性物質等の食品安全に関する検査を行う場合、公的に認められた機関、登録機関(例、家畜衛生保健所)などを活用している。		
10 商品管理					
情報提供	31	原子力災害への対応	原子力災害に関し、行政の規制、指導に従うとともに、出荷する商品について放射性物質の安全性を説明できる。説明の手段には放射性物質検査を含む。		
11 苦情・異常・ルール違反への対応					
コミュニケーション	32	商品に関する苦情・異常への対応手順	商品に関する苦情・異常が発生した場合の対応について文書化された管理手順があり、以下が明確になっている。 ①発生時、商品管理の責任者への連絡 ②状況、影響の把握(回収の必要性の判断) ③応急対応 ④原因追及 ⑤是正処置		
	33	商品に関する苦情・異常への対応	商品に関する苦情・異常が発生した場合、手順に従って対応したことが記録でわかる。		
内部検査	34	農場のルール違反への対応手順	農場のルール違反が発生した場合の対応について文書化された管理手順があり、以下が明確になっている。 ①違反の状況・影響の把握 ②応急対応(影響のある出荷先・関係機関への連絡・相談・公表等を含む) ③原因追及 ④是正処置		
	35	農場のルール違反への対応	農場が定めたルール違反発生時に、手順に従って対応したことが記録でわかる。		
12 識別とトレーサビリティ					
生産管理	36	商品への表示	出荷への表示:商品、送り状、納品書等に農場名と商品の名称が表示されている。		
	37	出荷記録	出荷記録:出荷した商品と個体や群とのつながりがわかる、以下の項目を含む出荷記録がある。 出荷先・販売先、出荷日、商品名、出荷数量、個体や群の識別番号、個体や群の治療・投薬の記録が分かる出荷記録がある。		
	38	生産記録	生産履歴:生産履歴として、出荷した商品とのつながりが分かる個体や群、商品名、生産日・生産量、給与した飼料、治療・投薬の記録がある。		
	39	導入家畜の受入れ	*採卵鶏および肉用鶏は、該当外 他の農場から導入する家畜は、導入した日の翌日から起算して21日間、該当家畜の飼養管理を自身の農場で継続したことが分かる記録が提示できる。		

審査チェックリスト(家畜・畜産物)

申請者
審査日
はい 該当なし

項目・管理点	認証基準(チェック項目)	はい	該当なし	
B 経営資源の管理				
13 責任者及び教育訓練				
責任者及び教育訓練	40 農場の責任者	(1)農場の責任者は経営者から農場運営の権限を得て、責任を持って業務・管理を行っている。 (2)農場の責任者は、本チェック項目文書の改訂を把握し、関係する責任者に周知している。 (3)農場の責任者は、自分の担当する管理点について学習したことを説明できる。		
	41 商品管理の責任者	(1)商品管理の責任者は、下記の業務を指揮して取りまとめている。 ①商品の種類・規格の管理②梱包・包装の形態や数量・重量を含む出荷仕様③商品の表示管理④食品安全の確保⑤商品に関する苦情・異常および商品の回収への対処 (2)商品管理の責任者は担当する管理点について学習したことを説明でき、知識向上の努力をしている。		
	42 飼料生産・管理の責任者	(1)飼料生産・管理の責任者は、飼料の選択・設計・調達・保管業務を取りまとめている。		
		(2)飼料生産・管理の責任者は、担当する管理点について学習したことを説明できる。		
		(3)飼料生産・管理の責任者は、家畜栄養に関する知識を向上させる努力をしている。		
	43 飼養管理の責任者	(1)飼養管理の責任者は、家畜の飼料給与・飼養環境・家畜衛生の業務を取りまとめている。		
		(2)飼養管理の責任者は、担当する管理点について学習したことを説明できる。		
		(3)飼養管理の責任者は、家畜衛生やアニマルウェルフェアに関する知識を向上させる努力をしている。		
	44 廃棄物処理の責任者	(1)家畜排せつ物、死体等の廃棄物処理の責任者は、たい肥化等の処理・保管の業務を取りまとめている。		
		(2)家畜排せつ物、死体等の廃棄物処理の責任者は、担当する管理点について学習したことを説明できる。		
(3)家畜排せつ物、死体等の廃棄物処理の責任者は、家畜排せつ物のたい肥化等に関する知識を向上させる努力をしている。				
45 労働安全の責任者	(1)労働安全の責任者は、作業中のけが、事故の発生を抑制する業務を取りまとめている。			
	(2)労働安全の責任者は、担当する管理点について学習したことを説明できる。			
	(3)労働安全の責任者は、労働安全に関する知識を向上させる努力をしている。			
	(4)労働安全の責任者は、機械設備の安全な使用方法の情報を入手し理解している。			
	(5)労働安全の責任者は、農場内に応急手当ができる者を確保しており、その者が応急手当の訓練を受けていることを証明できる。			
46 労務管理の責任者	(1)労務管理の責任者は、農場内部の職場環境・福祉・労働条件管理の業務を取りまとめている。			
	(2)労務管理の責任者は、担当する管理点について学習したことを説明できる。			
	(3)労務管理の責任者は、人権・福祉および労務管理に関する知識を向上させる努力をしている。			
内部研修	47 作業員への教育訓練	(1)年1回以上、各責任者は自分の担当範囲に関し、作業員すべてに、本チェック項目に基づく農場のルールを教育訓練を実施し結果を記録(実施日、参加者、実施内容)している。また教育訓練に使用した資料を提示できる。 (2)外国人がいる場合、その作業員が理解できる表現(言語・絵等)でルールを伝えている。		
	48 公的な資格の保有または講習の修了	公的な資格の保有:法令に基づく公的な資格の保有または講習受講が必要な作業を行う作業員は、必要な講習受講や試験に合格している。		
	49 訪問者に対する注意喚起	(1)訪問者が守るべき農場のルールが文書化され、ルールを訪問者に伝え注意を喚起している。 (2)訪問者に外国人がいる場合、外国人が理解できる表現(言語・絵等)でルールを伝えている。		

審査チェックリスト(家畜・畜産物)

				申請者
				審査日
項目・管理点		認証基準(チェック項目)		はい 該当なし
14 人権・福祉と労務管理				
労務管理	50	労働力の適切な確保	適正な労働力確保: 同居親族のみで運営されている場合(家族経営)以外の農場 (1)労働者の名簿(氏名・生年月日・性別・住所・雇用開始年月日)が記載 (2)外国人労働者は、在留許可があり就労可能であることを確認している。 (3)法令で定義されている「児童労働」を利用していない。また、年少者の雇用は、法令に準拠している。	
	51	強制労働の禁止	強制労働の禁止: 従業員(アルバイト、パートを含む)がいない場合は、該当外 (1)人身売買、奴隷労働、囚人労働を利用して労働力を確保していない。 (2)労働者に対して、暴行、脅迫、監禁その他精神または身体の自由を不当に拘束する手段によって、労働者の意思に反した労働を強制していない。	
	52	使用者と労働者のコミュニケーション	使用者と労働者のコミュニケーション: 従業員(同上)がいない場合は、該当外 (1)労使間で、年1回以上、労働条件、労働環境、労働安全等について意見交換し記録している。 (2)使用者と労働組合または労働者の代表との間で自由な団体交渉権が認められ、締結した協約または協定がある場合にはそれに従っている。	
	53	差別の禁止	差別の禁止: 従業員(同上)がいない場合は、該当外 雇用や昇進・昇給の決定は、対象となる業務を遂行する能力の有無やレベルだけを判断材料とし、人種、民族、国籍、宗教、性別によって判断していない。	
	54	労働条件の提示	労働条件の提示: 従業員(同上)がいない場合は、該当外 (1)労働者に対して、就労前に下記労働条件を文書で示している。 ① 従事する業務内容と就業する場所②労働する期間、期間限定の場合は雇用更新に関する事項③労働する時間、休憩時間④賃金とその支払方法、支払時期⑤退職に関する事項(雇用の解除に関する権利、解雇の条件等) (2)外国人労働者の場合、労働者が理解できる言語で労働条件を文書で示している。	
	55	労働条件の遵守	労働条件の遵守: 従業員(同上)がいない場合は、該当外 労働基準法関連等の以下のルールを守っている。 ①労働者の労働時間、休日、休憩②最低賃金を下回っていない。③深夜労働・時間外労働・休日労働の割増賃金④労働者は、前項に定めた労働条件に従った一定日に賃金を受け取っている。⑤賃金から不当、過剰な控除がない。	
15 作業者および入場者の衛生管理				
生産管理	56	作業者および入場者の健康状態の把握と対策	作業者及び入場者の健康状態の把握(嘔吐、下痢、発熱等の有無)と下記の対策を行っている。 ①食品安全と家畜衛生の見地から、感染性の疾病を持った人、またはその疑いのある作業者および入場者は、事前に農場責任者へ報告をしている。 ②農場の責任者は、①に該当する者に対して、畜舎・作業工程への立入・従事を禁止するか、または対策を講じた上で立入・従事を許可している。 ③手指に化膿創があるなど食品衛生上懸念される従業員は、畜産物に接触する作業を控える。	
	57	作業者および入場者のルール手洗い設備	(1)下記に関し衛生管理ルールを決め文書化し、場内の作業工程に従事する作業従事者・入場者に周知・徹底している。 ①作業着他身に着けるもの所持品②手洗いの手順、消毒、爪の手入れ③喫煙、飲食、痰や唾の処理やくしゃみなど個人行動④トイレの利用⑤生産物への接触 (2)手洗い設備は現場の近く衛生的に管理され、衛生的な水で手洗い流水設備、手洗いに必要な洗剤・手拭・消毒等の備品がある。	
	58	トイレの確保と衛生	トイレは十分な数があり、定期清掃、適宜補修され衛生的である。汚物・汚水は適切に処理され、畜舎や施設、水路の汚染がない。	
	59	喫煙・飲食の場所	喫煙・飲食をする場所は、畜産物に影響がないように対策を講じている。	
16 労働安全管理および事故発生時の対応				
労働安全	60	作業者の労働安全	労働安全: 敷地内の危険な場所、危険な作業に関するリスク評価を年1回以上実施し、事故やけがを防止する対策を文書化している。 自農場と同業者で発生した事故やけが、自農場のヒヤリハットの情報を参考にしている。危険な作業として必ず以下を対象としている。 ①家畜の移動を伴う作業②農作機の斜面・法面の使用③作動する機器の停止確認④脚立使用等の高所作業 (2)この対策を周知し実施している (3)作業内容に変更があった場合には、リスク評価とその対策を見直している。	
	61	危険な作業に従事する作業者	危険な作業を実施する作業者は、下記の条件を満たしている。 ①安全教育・訓練を受けている。②法令による場合、公的な資格・講習を修了している、あるいはその者の監督下で作業を実施。③酒気帯び、支障のある服薬、病人、妊婦、年少者ではないこと④必要な資格を取得している。⑤高齢者の心身機能の変化を踏まえた作業分担の配慮⑥安全確保の服装・装備を着用	
	62	労働事故発生時の対応手順	労働事故発生時の対応手順や連絡網が定められており、作業者全員に周知されている。	
	63	事故への備え	労働事故発生に備えて、清潔な水・救急箱がすぐに見えるようになっている。	
64	労働災害に関する備え(強制加入)	労働災害の補償に関する保険が、法令上強制加入の条件に相当する場合、それに加入している。		

審査チェックリスト(家畜・畜産物)

申請者
審査日

項目・管理点		認証基準(チェック項目)	はい	該当なし
17 動物用医薬品等の管理				
生産管理	65 動物用医薬品の使用	管理獣医師等の指示の下で動物用医薬品を使用しており、以下のことが確認できる記録がある。 ①使用したものの名称および使用日②指示を行った管理獣医師等の氏名・指示内容		
	66 抗菌性物質の慎重使用	抗菌性物質の使用低減策や薬剤耐性菌対策を、管理獣医師等の指導の下で取組んでいる。		
	67 抗菌性物質等薬物の残留管理	休業期間の定めのある医薬品を使用した場合、期間経過後に出荷したことが記録から確認できる。		
	68 ワクチン接種	ワクチン接種は、管理獣医師等の指示によりプログラムに従って接種している。		
	69 動物用医薬品の保管	動物用医薬品の保管は、容器・包装の表示や添付文書の記載通りに保管している。		
	70 注射針の残留管理	出荷の際に注射針残存個体(又は群)の有無を確認し、残存している場合又はその可能性がある場合は個体をマーキングなどで識別し、その旨を出荷先に報告している。		
18 施設の管理				
生産管理	71 有害生物への対応	(1)畜産物取扱い施設内で、有害生物(小動物、昆虫、鳥類等)の侵入・発生防止に努めている。 (2)駆除する場合は、畜産物等に薬剤の影響が及ばない方法で実施している。		
	72 家畜排せつ物の管理施設	家畜排せつ物の管理施設:牛10頭未満、豚100頭未満、鶏2000羽未満は、該当外 (1)家畜排せつ物に関する法の基準を満たした設備構造である。 (2)設備・送風装置等の維持管理を適正に行っている。		
19 機械・設備、運搬車両、掃除道具等の管理				
生産管理	73 機械・設備および運搬車両の点検・整備・清掃・保管	(1)機械・設備および運搬車両と使用する電気・燃料等を明確にしたリストがある。 (2)適期に必要な点検・整備・清掃・洗浄・消毒を行い記録を作成している。 外部の整備サービスを利用している場合は、整備伝票等を保管している。 (3)機械・設備及び運搬車両は、食品安全、労働安全及び盗難防止に配慮して保管している。		
	74 検査機器・測定機器・選別装置およびその標準の管理	検査機器等が農場内に設置されていない場合は、該当外。 商品検査、選別、計量及び工程の検証に使用する機器やその標準品(テストピース等)を一覧表に書き出し、それが正確に測定・計量・選別できるように定期的に点検し記録している。		
	75 掃除道具および洗浄剤・消毒剤の管理	(1)生産工程で使用する機械・設備を掃除する掃除道具は、所定の場所に衛生的に保管している。 また、定期的に点検し、必要に応じて交換している。 (2)掃除・消毒に使用する洗浄剤、消毒剤は所定の場所に安全(施錠等)に保管されている。		
	76 機械・設備の安全な使用	機械・設備は安全性を評価して購入し、使用に際しては、取扱説明書やメーカーの指導に従って使用している。また、安全性を損なう改造を実施していない。		
20 エネルギー等の管理、地球温暖化防止				
生産管理	77 燃料の保管管理	燃料の保管管理を下記のルールで行っている。 ①保管場所は火気厳禁 ②危険物表示されている ③ガソリンの保管は、金属製容器を使用し静電気による火災を防いでいる ④消火設備・消火器が配置されている ⑤燃料漏れがない。また燃料漏れ対策が実施されている。		
環境保全	78 温室効果ガス(CO2)の発生抑制および省エネルギーの努力	電気、ガス、重油、ガソリン、軽油、灯油等のエネルギー使用量を把握した上で、温室効果ガスである二酸化炭素(CO2)の発生抑制と省エネルギーの努力をしている。		
21 廃棄物等の管理および資源の有効利用				
環境保全	79 廃棄物等の保管・処理	商品、資材類と家畜排せつ物・敷料・死体・動物用医薬品等を含む廃棄物等を把握し、その保管と処理の方法を文書化している。その方法に従い廃棄物を保管・処理している。		
	80 整理・整頓・清掃 廃水の管理	(1)畜舎、倉庫等の関連施設及び敷地内が整理・整頓・清掃されており、廃棄物の散乱がない。 (2)農場で発生した廃水による公共水域の水質劣化を防ぐための努力をしている。地域に法令があれば、それを守っている。		
	81 資源の有効利用	農場から出る廃棄物に関し、①減量 ②指定場所に分別保管 ③リサイクルの努力に取り組んでいる。		
	82 エコフィードの使用	エコフィードの使用している場合、「食品残さ等利用飼料の安全確保のためのガイドライン」を遵守している。 リンク先:①農林水産消費安全技術センター ホームページ http://www.famic.go.jp/ffis/feed/tuti/18_6074.html ② http://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/lin/l_siryo/pdf/ecofeed_guide_lines.pdf		
22 周辺環境への配慮および地域社会との共生				
環境保全	83 周辺環境への配慮	(1)畜舎や畜産物取扱い施設の周辺住民等に対して騒音、振動、悪臭、虫害・煙・埃・有害物質の飛散・流出等に配慮している。 (2)農業用機械が農場から公道に出なければならない場合には、通行人や車両の迷惑とならないように、周辺を十分確認している。		
	84 地域内の循環を考慮した農業の実践	家畜排せつ物をたい肥として利用する場合、地域内で利用促進に努めている。		

審査チェックリスト(家畜・畜産物)

申請者	
審査日	
はい	該当なし

項目・管理点		認証基準(チェック項目)	はい	該当なし
C 生産資材等の管理				
24 精液・受精卵・素畜の管理				
生産管理	85	調達の記録	精液・受精卵・素畜を購入した場合、購入先・品名・品種・数量等 分かる帳票類がある。	
	86	交配・出産の管理 ※鶏を除く。	精液等の保管管理を適切に行い、交配時の系統を明確にし、交配以降、個体または群で、確実に識別可能にしている。 交配、出産の記録がある。	
25 飼料の管理				
生産管理	87	飼料の調達	(1)法令・制度に基く安全性確保が確認できる飼料供給業者から飼料を調達している。 (2)受入記録によって調達先、飼料の名称、調達量、年月日、飼料添加物の成分規格等が確認可能。 (3)上記①以外の飼料は、原材料の由来、栽培・製造工程における管理方法または検査結果を把握することにより家畜衛生および食品安全に危害を及ぼす要因がないことを確認している。	
	88	飼料の保管	抗菌性飼料添加物を含む飼料とそうでない飼料は、誤って混じることがないように対策が取られている。	
26 敷料の管理				
生産管理	89	敷料の調達	敷料受入れ時は、外観、色、品質、異物、カビ等をチェックしている。	
	90	敷料の交換	敷料は、家畜排せつ物等の汚染状況に応じて適宜、または定期的に交換している。	
D 自給飼料生産工程の専用項目 ※ 自給飼料生産がない場合は、該当外				
27 草地等の立地に関する管理				
生産管理	91	新規用地の確保	草地等に有機物を投入する場合、地域で発生した有機物を優先的に使用している。	
	92	新規用地の確保	新規用地は自然保護地域に該当しない。該当するなら規制に従って開発している。	
	93	周辺の状況	汚染物質による影響がない場所に立地している。影響が考えられる場合には対策を講じている。	
28 農薬・肥料等の管理				
生産管理	94	農薬の管理	農薬の管理を下記に従って行っている。 ①無登録農薬又は疑いがあるものの使用禁止 ②農薬使用前の防除器具の十分な点検、使用後の十分な洗浄 ③農薬の使用の都度、容器又は表示書の内容を確認し、表示内容を守って農薬品を使用 ④散布時における周辺作物への影響を回避している ⑤農薬は、施錠された農薬保管庫に保管されている	
	95	肥料等の管理	肥料等の管理を下記に従って行っている。 ①肥料等に含まれる放射性物質が国の基準を超えていないことを確認している。 ②行政による公定規格に合格した肥料以外の肥料等は、原材料、製造工程または検査結果を把握し、飼料に危害を及ぼす要因がないことを確認している。 ③たい肥は適切な発酵温度の確保等で病原微生物対策や雑草種子等の殺滅対策を実施している。 ④発熱・発火・爆発の恐れのある肥料(硝酸系、硫黄粉末、生石灰)を保管している場合は、肥料販売店、メーカーに保管方法を確認し、その指導に従って保管している。	
29 環境保全を主とする取組				
環境保全	96	農薬による環境負荷の低減対策	農薬による環境負荷の低減対策として下記を行っている。* 農薬を使用していない場合は、該当外 ①使用残が出ないように必要量だけの秤量して散布液を調整。 ②病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境作り。 ③発生予防情報の利用等により疾病・病害虫の発生状況を把握した防疫・防除。 ④農薬と他の防除手段を組合せた防疫・防除を実施。 ⑤農薬散布時における周辺住民等への影響を回避している。	
	97	肥料等による環境負荷の低減対策	肥料等による環境負荷の低減対策として下記を行っている。 ①土壌診断の結果を踏まえた肥料・たい肥の適正な施用、都道 行政の基準、JAの情報に即した施肥を実施。 ②家畜排せつ物のたい肥化等の適正な処置の実施(例えば、数日間70℃発酵温度の維持)。	
30 飼料生産工程の情報管理				
生産管理	98	情報の記録・保管	農薬使用および施肥に関する内容を記録し保存、購入伝票等を保存している。	
E しずおか農林水産物認証の専用項目				
31 しずおか農林水産物認証				
情報提供	99		専用ホームページに登録しているか。	
	100	ホームページや認証マークを活用して情報発信	認証マークを活用しているか。	
	101		容器・包装資材等への食品表示は適切であることを確認しているか。	
	102	生産情報等の開示請求	フードチェーンの次の段階からの生産情報の開示請求に対応できるか。	